

はちとまネットワークロゴマークの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市と八戸市の交流連携（以下「はちとまネットワーク」という。）の効果的なPRを図るため、はちとまネットワークロゴマーク（以下「ロゴ」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴに関する権限)

第2条 ロゴに関する著作権その他一切の権利は、苫小牧市及び八戸市（以下「両市」という。）に帰属する。

(使用の承認)

第3条 ロゴを使用しようとする者は、あらかじめ苫小牧市長又は八戸市長のいずれかの市長（以下「市長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体がその業務の目的で使用するとき。
- (2) 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）がその授業の課程において使用するとき。
- (3) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が承認を要しないと認めるとき。

(使用の要件)

第4条 ロゴの使用の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) はちとまネットワークを広くPRする目的で使用すること。
- (2) デザインは、別に定めるガイドラインのとおりとすること。
- (3) ロゴを前号に定めるデザインにより、若しくは改変して商標法（昭和34年法律第127号）の規定による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）の規定による意匠登録その他の登録を行い、又は新たな権利の設定をしないこと。
- (4) ロゴの使用の承認によって生じる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は承継しないこと。
- (5) ロゴを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）について、両市が作成し、製造し、販売し、又は品質を保証する等、両市が責任を負うものであると誤認されるおそれがないよう必要な配慮を行うこと。
- (6) 使用物件の使用に当たり、第三者に損害を生じさせないよう必要な配慮を行うこと。

(使用の申請)

第5条 ロゴの使用の申請は、はちとまネットワークロゴマーク使用申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出することによって行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 企画立案書等ロゴの使用内容が分かるもの
- (2) 使用の見本又は広告の原稿等
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(使用の承認の決定等)

第6条 前条の規定による申請書を受理した市長（以下「担当市長」という。）は、他方の市長の意見を聴取した上で、その適否を審査し、適当と認めるときは、ロゴの使用の承認を決定する。

2 担当市長は、前項の規定によるロゴの使用の承認の決定（以下「使用決定」という。）に際し、必要な条件を申請者に付することができる。

3 担当市長は、使用決定をしたときは、速やかに、はちとまネットワークロゴマーク使用承認通知書（別記第2号様式。以下「承認通知書」という。）によりその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

4 担当市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴの使用の不承認を決定し、その内容をはちとまネットワークロゴマーク使用不承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の思想、史観又は主義主張に偏り、両市の中立性を損なうおそれがあるとき。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業のために利用されるおそれがあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (5) 両市の品位を傷つけ、又は信用を害するおそれがあるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、担当市長がロゴの使用を不適當と認めるとき。

(完成見本の提出)

第7条 使用決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該決定に係る使用物件の完成見本を、その使用前に担当市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもって完成見本に代えることができる。

(使用料)

第8条 ロゴの使用に対する料金は、無料とする。ただし、掲載及び印刷等に要する費用については、使用者の負担とする。

(承認内容の変更等)

第9条 承認通知書に定める条件を変更してロゴを使用しようとするときは、はちとまネットワークロゴマーク使用変更申請書（別記第4号様式。以下「使用変更申請書」という。）を担当市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 ロゴの使用期間に係る条件を変更しようとするときは、当該期間の満了する2週間前までに、前項に規定する申請書を担当市長に提出しなければならない。

3 担当市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、他方の市長の意見を聴取した上で、その適否を審査し、条件の変更の承認又は不承認を決定する。

4 前項の規定による決定の内容は、はちとまネットワークロゴマーク使用変更承認通知書（別記第5号様式。以下「変更承認通知書」という。）又ははちとまネットワークロゴマーク使用変更不承認通知書（別記第6号様式）により使用変更申請書を提出した者に通知するものとする。

(使用物件の製造の委託)

第10条 使用者は、使用物件の製造を第三者に委託するときは、受託者がこの要領に違反することがないように管理監督する責任を負うものとする。

(同一又は類似の物件への使用決定)

第11条 市長は、既に使用決定をした使用物件と同一又は類似の物件について、当該使用決定を受けた者（以下「既決定者」という。）以外の者から第5条第1項の規定による申請があった場合であっても、使用決定をすることができる。

2 前項の場合において、既決定者は、当該使用決定に対して異議を述べることができない。

(違反行為の是正)

第12条 担当市長は、使用者が承認通知書若しくは変更承認通知書に定める条件又はこの要領に違反すると認めるときは、使用者に対し、その是正を求めることができる。

2 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用決定の取消し等)

第13条 担当市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用決定を取り消すことができる。

(1) ロゴの使用の内容が第6条第4項各号に掲げる事項に該当すると認めるとき。

(2) 虚偽その他不正な方法により使用決定を受けたとき。

(3) 前条第1項の規定による是正の求めに応じないとき。

(4) 第7条第1項の規定による完成見本の提出又は第9条第1項の規定による申請書の提出を怠ったとき。

2 前項の規定により使用決定を取り消された者（以下「決定取消者」という。）は、直ちに、ロゴの使用を中止しなければならない。

- 3 担当市長は、決定取消者に対し、当該取消しに係る使用物件の回収を求めることができる。
- 4 前項の規定による回収に要する費用は、決定取消者が負担するものとする。

(使用承認を受けないで使用した場合の措置)

第14条 両市は、ロゴの使用承諾を受けないで使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めるものとする。

(責任の制限等)

第15条 第6条第4項の規定によるロゴの使用の不承認の決定、第9条第3項の規定による条件の変更の不承認の決定、第13条の規定による使用決定の取消し又は前条の規定による使用の停止の求めにより、申請者又は使用者に損害が生ずることがあっても、両市はその賠償の責めを負わない。

- 2 使用者がロゴの使用によって第三者に与えた損害について、両市はその賠償の責めその他法律上の一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、ロゴの使用に当たり、自己の責めに帰すべき事由により、両市又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任において、その賠償の責めを負うものとする。

(使用状況の報告)

第16条 使用者は、担当市長が必要と認めた場合には、ロゴの使用状況を報告しなければならない。

(情報公開)

第17条 両市は、ロゴの活用を促進し、はちとまネットワークを広く周知する観点から、ロゴの使用決定の状況及び使用例等について情報を公開することができる。

(様式)

第18条 この要領で使用する申請書等の様式は別に定める。

(庶務)

第19条 ロゴの使用承諾に関する事務は、申請書を受理した市の政策推進課において処理する。

(補則)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、両市が協議して定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

（その1）

年 月 日

はちとまネットワークロゴマーク使用申請書

（あて先）八戸市長

申請者 氏名

住所

電話番号

—

—

メールアドレス

はちとまネットワークロゴマークを使用したいので、要領に従い、下記のとおり申請します。

記

使用目的 及び 使用方法	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用希望画像	<input type="checkbox"/> カラー <input type="checkbox"/> モノクロ

（添付が必要な書類）

（1）企画立案書等ロゴマークの使用内容が分かるもの

（2）使用の見本又は広告の原稿等

第1号様式（第5条関係）

（その2）

年 月 日

はちとまネットワークロゴマーク使用申請書

（あて先）八戸市長

申請者 名称

代表者職氏名

住 所

電話番号 ー ー

はちとまネットワークロゴマークを使用したいので、要領に従い、下記のとおり申請します。

記

使用目的 及び 使用方法	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用希望画像	<input type="checkbox"/> カラー <input type="checkbox"/> モノクロ
担当者連絡先	役職・氏名
	電話番号
	メールアドレス <small>※ロゴデータの送付先となりますので必ず記載してください。</small>

（添付が必要な書類）

- （1）企画立案書等ロゴマークの使用内容が分かるもの
- （2）使用の見本又は広告の原稿等
- （3）法人・団体の概要がわかる資料（登記簿謄本、会則、役員名簿等）

年 月 日

様

八戸市長

印

はちとまネットワークロゴマーク使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたロゴマークの使用について、下記の通り承認することを決定しましたので通知します。

記

1 承認内容

(1) ロゴマークの使用範囲及び対象

(2) 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(3) 使用画像

2 承認の条件・注意事項等

- (1) ロゴマークの使用にあたっては、ガイドラインの記載事項を遵守してください。
- (2) 当該決定に係る使用物件の完成見本を使用前に提出してください。
- (3) 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに政策推進課へ申し出てください。
- (4) ロゴマークを使用した事例として、苫小牧市及び八戸市公式ホームページ等で紹介する場合があります。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

八戸市長

印

はちとまネットワークロゴマーク使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたロゴマークの使用について、下記の通り承認しないことを決定しましたので通知します。

記

承認しない理由

第4号様式（第9条関係）
（その1）

年 月 日

はちとまネットワークロゴマーク使用変更申請書

（あて先）八戸市長

申請者 氏名
住所
電話番号 — —
メールアドレス

年 月 日付けで承認を受けたロゴマークの使用について、下記のとおり変更したいので承認を願います。

記

変更前	変更後

第4号様式（第9条関係）
（その2）

年 月 日

はちとまネットワークロゴマーク使用変更申請書

（あて先）八戸市長

申請者 名称
代表者職氏名
住 所
電話番号 — —

年 月 日付けで承認を受けたロゴマークの使用について、下記のとおり変更したいので承認を願います。

記

変更前	変更後

担当者連絡先	役職・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

年 月 日

様

八戸市長

印

はちとまネットワークロゴマーク使用変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたロゴマークの使用について、下記の通り承認することを決定しましたので通知します。

記

1 変更承認内容（変更箇所のみ記載）

(1) ロゴマークの使用範囲及び対象

(2) 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(3) 使用画像

2 承認の条件・注意事項等

- (1) ロゴマークの使用にあたっては、ガイドラインの記載事項を遵守してください。
- (2) 当該決定に係る使用物件の完成見本を使用前に提出してください。
- (3) 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに政策推進課へ申し出てください。
- (4) ロゴマークを使用した事例として、苫小牧市及び八戸市公式ホームページ等で紹介する場合があります。

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

様

八戸市長

印

はちとまネットワークロゴマーク使用変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたロゴマークの使用について、下記の通り承認しないことを決定しましたので通知します。

記

承認しない理由